第4章

景観法に基づく
その他の方針等

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物、景観重要樹木とは、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全、継承するために、重要な建築物、工作物、樹木を景観計画に基づき指定するものです。

景観重要建造物や景観重要樹木として指定を受けることによって、所有者は適切な管理をすることが求められ、建造物であれば増改築、移転、除却、修繕に際して、樹木であれば、伐採や移植に際して、市長の許可を受けることが必要となります。

（1） 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

良好な景観づくりのために重要な建造物・樹木を、以下の方針に基づくとともに、景観審議会の意見を聴き、指定します。

■景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物の指定の方針	景観重要樹木の指定の方針
①建造物の外観が「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいた風景づくり」にふさわしい景観上の特徴を有し、周辺を含め良好な景観づくりに重要なものであるもの（敷地や建造物周辺の敷地内の工作物等も含む） ②必ずしも歴史的な建造物に限らず、外観の保全が可能で景観上重要であるもの ③道路など、公共の場所から外観のおおむねの姿が容易に見えるもの ④当該建造物の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの	①樹木の外観が「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいた風景づくり」にふさわしい景観上の特徴を有し、周辺を含め良好な景観づくりに重要であるもの（敷地や樹木周辺の敷地内の工作物等も含む） ②道路など、公共の場所から樹木のおおむねの姿が容易に見えるもの ③当該樹木の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの

（2） 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

指定した景観重要建造物・景観重要樹木は、以下の方針に基づき、適切に保全するとともに、活用に努めるものとします。

■景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

- 景観重要建造物・景観重要樹木について、所有者は適切な維持管理に努めます。市は維持管理について支援に努めます。
- 景観重要建造物・景観重要樹木について、積極的に周知を図ります。
- 景観重要建造物・景観重要樹木を活かし、周辺の景観づくりに役立てます。

2　景観重要公共施設の整備等に関する事項

道路、都市公園、河川などの公共施設は、良好な景観づくりのために、核となる施設です。このような施設のうち景観法で定める公共施設を「景観重要公共施設」として位置付け、整備や管理の方針を定めます。

（１）　整備に関する事項

次の施設を景観重要公共施設に位置付け、それぞれの「整備に関する事項」に沿って整備を進めます。また、葛西用水は景観法で定める景観重要公共施設に該当しませんが、景観上重要な施設であるため、準ずる施設として位置付けます。

■景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設	整備に関する事項
旧日光街道 （市道2036号線・市道2079号線・市道2078号線・市道2029号線）	かつて宿場のあった旧町の歴史を伝え、まちの楽しさやにぎわいを感じることのできる、今様・草加宿地区のシンボルストリートをめざし、道路施設、路面舗装などは、沿道の建築物との調和に配慮し、まちなみとして一体感のある道路整備を進めます。
草加松原公園 （市道9001号線） **札場河岸公園**	草加市の代表的な景観資源であり、旧日光街道の名所としての面影を残す松並木や公園内の設備について、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画及び整備基本計画に基づき、適切な維持管理を進めるとともに、活用を図るための施設整備を進めます。
まつばら綾瀬川公園 **ハープ橋** （市道20732号線）	松並木や綾瀬川への眺望に配慮し、また広がりのある空間を大切にした整備を進めます。
産業団地地区内公園	みどりの多い魅力的な周辺環境に配慮した産業団地にふさわしい、みどり豊かで良好な環境を形成する公園の整備を進めます。
松原団地記念公園 **緑のプロムナード** （市道11612号線）	公共空間の充実や、みどりのネットワークの形成、災害時の一時避難場所確保に加えて、ゆとりがあり魅力あるまちなみ景観を形成するよう、松原団地記念公園と緑のプロムナードの整備を進めます。
伝右川	伝右川を軸として、回遊性向上や親水化を図り、身近な健康づくりや交流の場、外から人を呼び込むにぎわい交流の場を創出するよう伝右川の護岸整備を進めます。

旧日光街道

草加松原公園

■景観重要公共施設に準じる施設の整備に関する事項

施設	整備に関する事項
葛西用水	農業用水として長年機能してきた歴史を守り、水とみどりや花を活かした、親しみのある水辺景観づくりをめざし、桜並木の維持・更新と、橋りょうや親水施設、護岸、路面舗装などは、周辺のまちなみとの調和に配慮した整備を進めます。

葛西用水

葛西用水

札場河岸公園

まつばら綾瀬川公園

（２） 占用の許可の基準

景観重要公共施設及び景観重要公共施設に準じる施設内において、建築物、工作物等の占用許可の基準は、以下のとおりとします。

■景観重要公共施設等の占用許可の基準

	占用の許可の基準
各施設共通	建築物や案内サイン・モニュメント等の工作物を設置する際は、眺望の妨げとならない配置、規模や形態意匠、色彩に十分配慮します。

なお、次の項目に該当する場合は適用除外とします。

ア）法令で定められているもの

イ）安全上または緊急上やむを得ないもの

ウ）公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、本計画の策定時点で現に存するもの

エ）本計画の策定時点で現に占用許可等を受けて存するもの

オ）その他草加市長が認めるもの

3 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

屋外広告物は、まちの景観に大きな影響を与える要素の一つです。しかし、派手な色彩の使用や無秩序な設置により、良好な景観を大きく阻害することになることから、景観に配慮した表示・掲出が求められます。

このため、埼玉県屋外広告物条例を適切に運用するとともに、建築物と一体的に整備される屋外広告物については、景観形成基準により誘導を行っていきます。

■屋外広告物の景観形成基準（一般地区）

地区・ゾーン	景観形成基準
一般地区（共通）	• 建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 • 設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。

■屋外広告物の景観形成基準（景観重点地区）

地区	景観形成基準
松並木沿い地区 旧道沿い地区 獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区	• 建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 • 設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 • 設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。 • 周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。
草加柿木地区 産業団地地区	• 建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 • 設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 • 設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。 • 周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。 • 表示内容は企業名、ロゴマーク等にとどめることをめざします。 • 表示内容や広告の大きさ、デザインの統一をめざします。
新田駅東口地区	• 建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 • 設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 • 点滅する広告物やネオン管を露出する広告物は設置しないよう配慮します。 • 商店には、店舗の個性を活かした吊り下げ看板を設置するように配慮します。